

令和4年度入札制度改革説明会

～公正で透明性の高い新たな入札制度の構築に向けて～

令和4年3月23日

小松市公会堂 大会議室

目 次

1. 地域配慮型一競争入札の導入について
2. 入札参加要件の緩和について
3. 低入札価格調査制度の拡充について
4. 入札参加資格の延長について
5. 総合評価制度の見直しについて
6. 建設業における週休2日への取組について

■はじめに

本市では、公正で透明性・競争性を高めるとともに工事品質の確保を目的とした入札・契約制度の改善に努めていますが、より一層の改善を図るため、「**透明性、競争性、公正性、品質の確保、不正行為の防止**」を基本理念として入札制度改正を行います。

1. 地域配慮型一競争入札の導入について

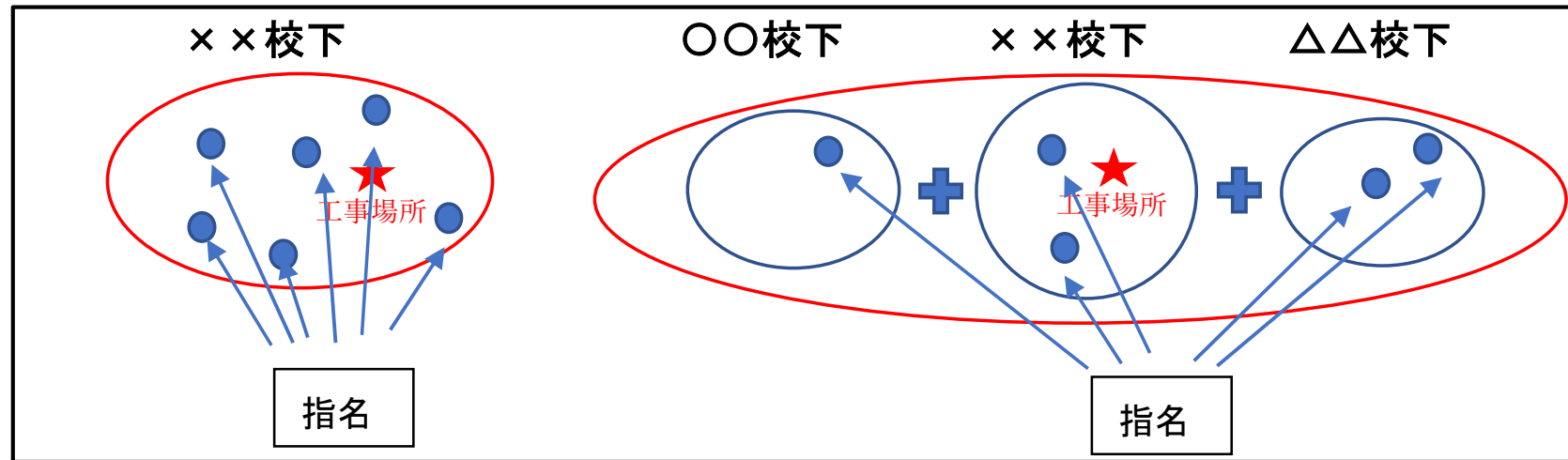
本市では、設計金額が1,000万円未満の建設工事について指名競争入札を執行しておりましたが、入札の参加機会の拡充を図るとともに、入札における競争性、透明性及び公正性をより一層高めるため、設計金額が500万円以上1,000万円未満の建設工事について「地域配慮型一般競争入札」を導入します。

■地域配慮型一般競争とは

地域と密着した事業者によるスムーズな工事の施工及び下位ランク事業者の育成を図るため、工事場所と同一町内、同一小学校下にある事業者及び工事場所と同一町内の除雪契約事業者の参加機会を確保した一般競争入札の方法です。

■これまでの500万円以上～1,000万円未満の入札方法：指名競争入札

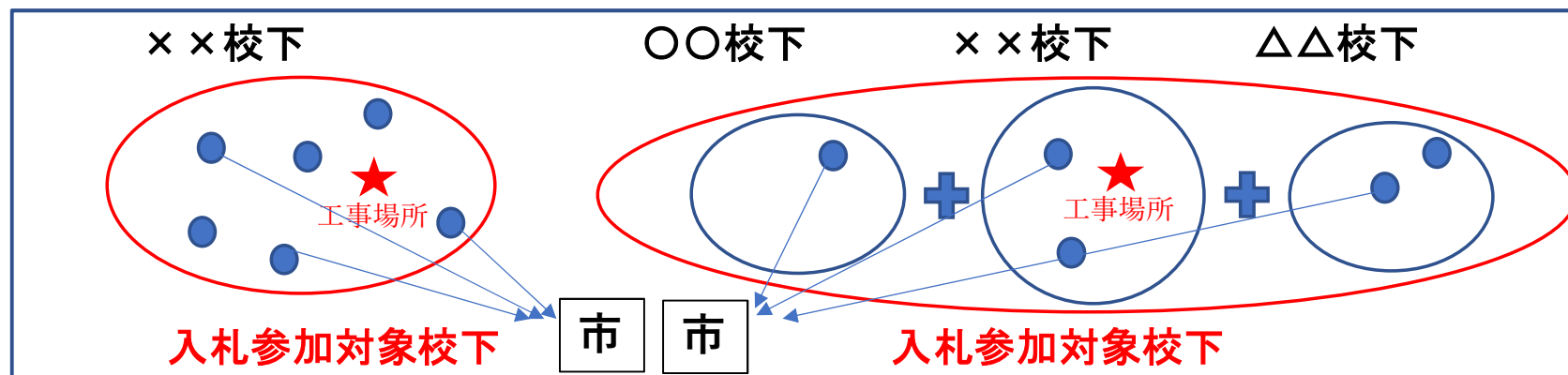
【指名競争入札】



- ・ 指名業者数は、工事場所近隣業者を中心に5～9社
- ・ 対応ランクはCランクを優先し、一定要件下で上位又は下位ランクも指名可能

■ 今後の500万円以上～1,000万円未満の入札方法：地域配慮型一般競争入札

【地域配慮型一般競争入札】



- これまでの指名競争入札を一般競争入札として実施
 - 参加対象業者は、従前の指名競争入札と原則変更なし
 - 参加要件を満たす場合は、事業者自らが参加申請
- ※対象の案件がないか小松市のホームページをご確認お願いいたします。（原則毎週火曜日にホームページに掲載します。）

■ 今後の500万円以上～1,000万円未満の入札方法：地域配慮型一般競争入札

金額	130万円以上 1,000 万円未満	1,000 万円以上
(現行)	指名競争入札	一般競争入札



金額	130万円以上500万円未満	500万円以上
(改正後)	指名競争入札	一般競争入札

(参考資料) 改正後の件数・金額の実数・割合 (令和2年度実績ベース)

入札区分	改正前		改正後	
	件数	金額	件数	金額
指名競争入札	199件 (69.6%)	857,104,512 円 (19.7%)	122件 (42.7%)	317,310,092 円 (7.3%)
一般競争入札	87件 (30.4%)	3,503,492,300 円 (80.3%)	164件 (57.3%)	4,043,286,720 円 (92.7%)
計	286件		4,360,596,812 円	

■地域配慮型一般競争入札の参加要件（土木工事）

- ・工事場所と同一小学校下内のAランク業者
- ・工事場所と同一中学校下内のBランク業者
- ・工事場所と同一中学校下内と対象小学校下に隣接する小学校下内のCランク業者
- ・工事場所と同一中学校下内のDランク業者
- ・工事場所と同一町内の除雪契約業者

※原則上記参加要件としますが、地区によって業者数が異なる場合等あるため、当該要件と異なる場合があります。

■地域配慮型一般競争入札の参加要件（土木工事）

1,500万円以上3,000万円未満の工事についても、地域配慮型一般競争入札を拡充します。

金額	参加条件
1,500万円以上 3,000万円未満	すべてのBランク業者



金額	参加条件
1,500万円以上 3,000万円未満	すべてのBランク業者 同一小学校下内のAランク業者

※1,000万円以上1,500万円未満の工事は変更なし

金額	参加条件
1,000万円以上 1,500万円未満	工事個所と同一小学校下のAランク業者 工事個所と同一中学校下のBランク業者 工事個所と同一中学校下又は隣接中学校下のCランク業者

■地域配慮型一般競争入札の参加要件（管工事、電気工事、建築工事）

○管工事、電気工事、建築工事

- ・工事場所と同一小学校下内のAランク業者
- ・すべてのBランク業者
- ・すべてのCランク業者
- ・工事場所と同一中学校下内のDランク業者

※原則上記参加要件としますが、地区によって業者数が異なる場合等あるため、当該要件と異なる場合があります。

■地域配慮型一般競争入札の参加要件（舗装工事、とび土工事）

○舗装工事

- ・主たる営業所の所在地が市内にある者（市内業者）
- ・営業所の所在地が市内にある者又は主たる営業所の所在地が金沢以南にあるもので、石川県内に自社製造プラントを有する者（準市内業者、県内業者）

○とび土工事

- ・主たる営業所の所在地が市内にある者（市内業者）
- ・営業所の所在地が市内にある者又は主たる営業所の所在地が金沢以南にある者（準市内業者、県内業者）

2. 入札参加要件の緩和について

■現 状

一般競争入札の入札参加資格について、手持ち工事件数の制限を課しているため、参加意欲がある事業者が参加できない場合があり、不調や1社入札の要因の1つとなっている。

■現在の入札参加要件

〇〇工事について、本年度の条件付き一般競争入札による当市（公社等を含む。）と契約した工事の手持ち工事の件数が市内業者は3件、準市内業者は2件、市外業者は2件に満たない者であること。

■制度改正

参加資格の要件については、できるだけ限定的であることが望ましいことから、**手持ち工事件数の制限を緩和し、入札参加機会の拡大を図り、入札不調を減らす。**

市内業者**3件**、準市内2件、市外業者2件



市内業者**4件**、準市内2件、市外業者2件

※手持ち工事としてカウントされる入札は1千万円以上の入札に限ります。（5百万円以上1千万円未満は除く。）

3. 低入札価格調査制度の拡充について

不当なダンピング防止や、品質の確保等、より適正な契約の推進を目的として、現在総合評価制度で採用している「低入札価格調査制度」を通常型入札（130万円以上の指名競争入札及び一般競争入札）に拡大します。

なお、制度導入にあたり、総合評価制度と比較して、ダンピング対策の充実を図ります。

■低入札価格調査制度とは

「低入札価格調査制度」とは、あらかじめ設定した「低入札価格調査基準価格」未満であった場合、発注者である市が調査を行い、履行が可能と判断すれば契約を締結しますが、履行されないおそれがあると判断した場合は落札者とせず、次に低い価格で入札した者を落札者とする制度です。

■低入札価格調査基準価格の算定式

○土木工事の算定式

価格＝直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%（R4より55%から変更）

○建築・設備工事の算定

価格＝直接工事費×90%×97%＋共通仮設費×90%＋（直接工事費×10%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%（R4より55%から変更））＋スクラップ費×100%

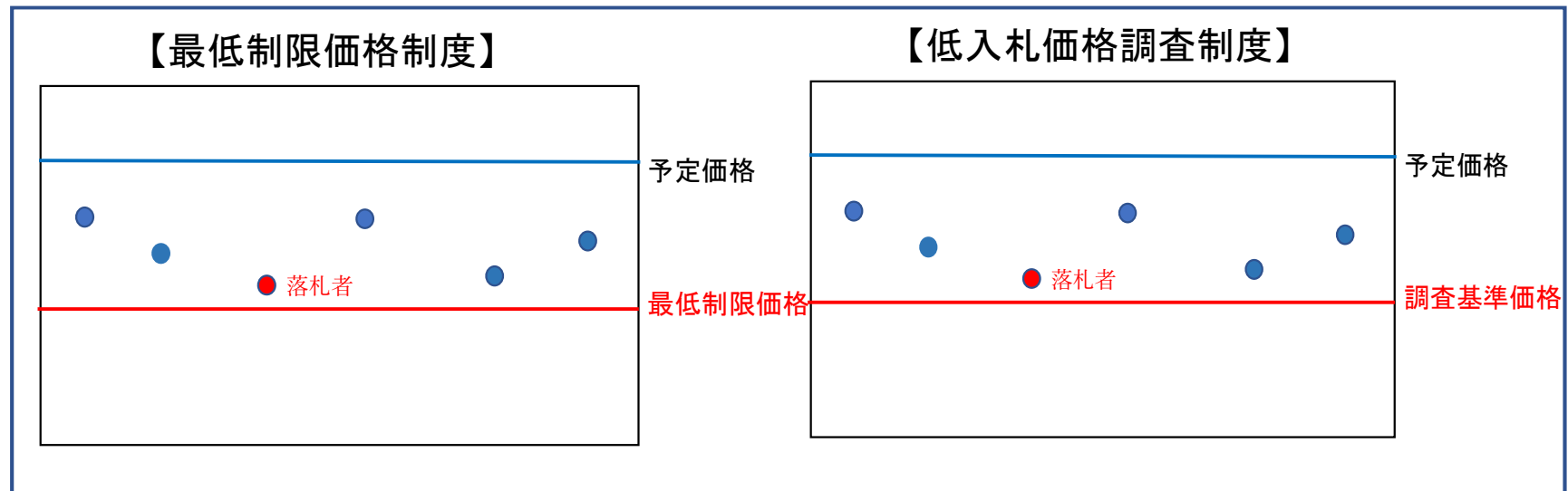
※低入札調査基準価格の上限額は、予定価格×92%、下限額は予定価格×75%



最低制限価格の算定式と同じ（※公契連モデルを採用）

■低入札価格調査制度による入札：①

① 調査基準価格を下回る入札者がいない場合（調査対象外）



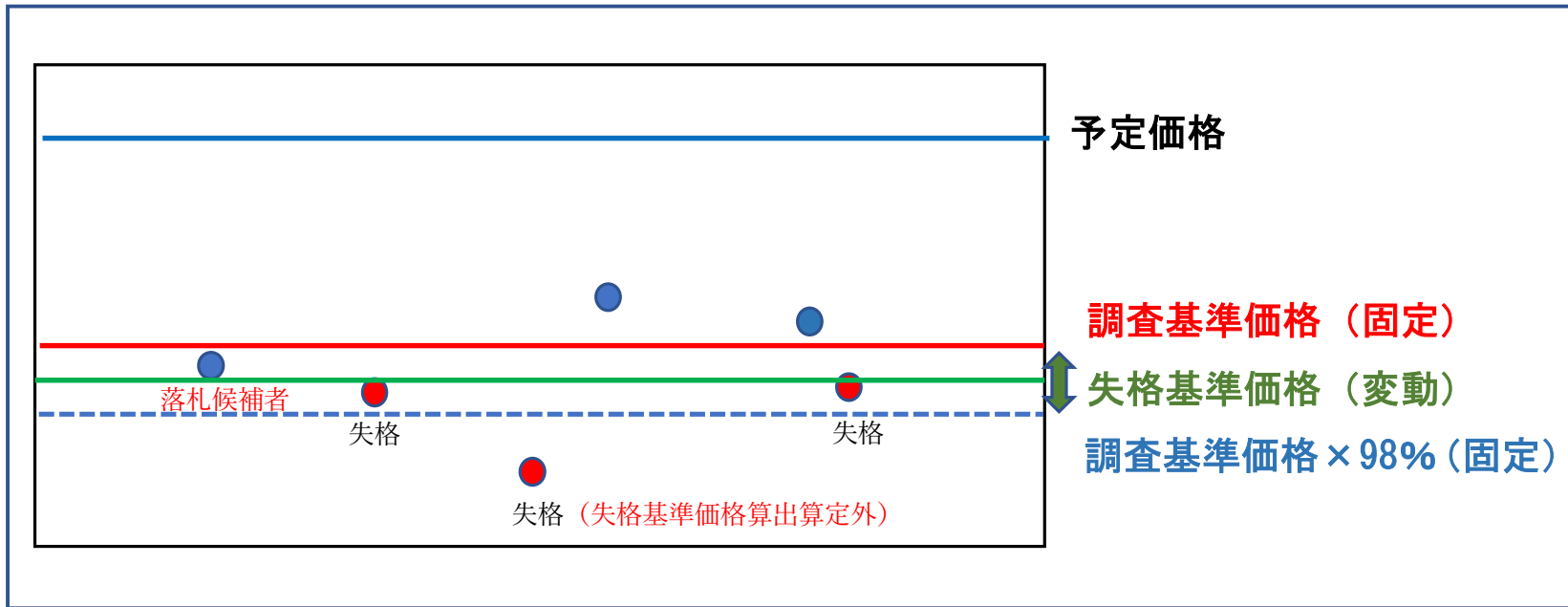
最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

⇒これまでの最低制限価格制度と同じ

⇒令和2年度の286件の入札中266件（約93%）がこのケースに該当

■低入札価格調査制度による入札：②（失格基準価格の算定）

② 調査基準価格を下回る入札者がいる場合（調査対象）



○失格基準価格の算定

1. 調査基準価格の98%以上の有効な入札の参加者数を求める。
2. 1で求めた数までの入札金額について平均額(1円未満の端数切り捨て)を求める。
3. 2で求めた平均額の98%の価格(1円未満の端数切り捨て)を、「失格基準価格」とする。この「失格基準価格」未満で入札した札は無効となり、「失格基準価格」以上で入札した札の中で、最も金額の低い札が落札候補者となる。

⇒ 令和2年度の286件の入札中7件(約2%)がこのケースに該当

■低入札価格調査制度による入札：②（数値的判断基準の算定）

○数値的判断基準の算定

入札時に提出された工事費内訳書に基づき、次に掲げる基準適合するかどうかを確認

1. 直接工事費が、発注者の設計金額の **85%** 以上であること。
2. 共通仮設費が、発注者の設計金額の **75%** 以上であること。
3. 現場管理費が、発注者の設計金額の **80%** 以上であること。
4. 一般管理費が、発注者の設計金額の **68%** 以上であること。

左記のいずれかに
適合しない場合は
落札者とししない。

上記のすべてに適合する場合

○調査資料の提出※以下総合評価制度と同じ

入札者がその入札金額で契約に適合した履行ができるかどうかを判断するため、以下調査資料（16 種類）を提出（※3日以内に提出）

- ①その価格により入札した理由
- ②入札内訳書
- ③契約対象工事付近における手持工事の状況
- ④契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ⑤契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫棟との関連（地理的条件）
- ⑥手持資材の状況
- ⑦資材購入先及び購入先と入札者の関係及び見積書
- ⑧手持機械数の状況
- ⑨労務者の具体的供給の見通し
- ⑩過去に施工した公共工事、発注者及び成績状況
- ⑪下請契約予定者の状況及び見積書
- ⑫経営状況
- ⑬信用状況
- ⑭建設副産物の搬出先
- ⑮施行体系図
- ⑯その他必要な事項

■低入札価格調査制度による入札：②（調査及び契約時の措置）

○調査の実施

管財総務課長、技術監理課長、当該工事担当検査員、工事設計担当課長、工事設計担当者による調査

○落札者の決定

上記の調査結果に基づいた落札の可否について、小松市契約審査会の委員長の承諾を得て落札者を決定

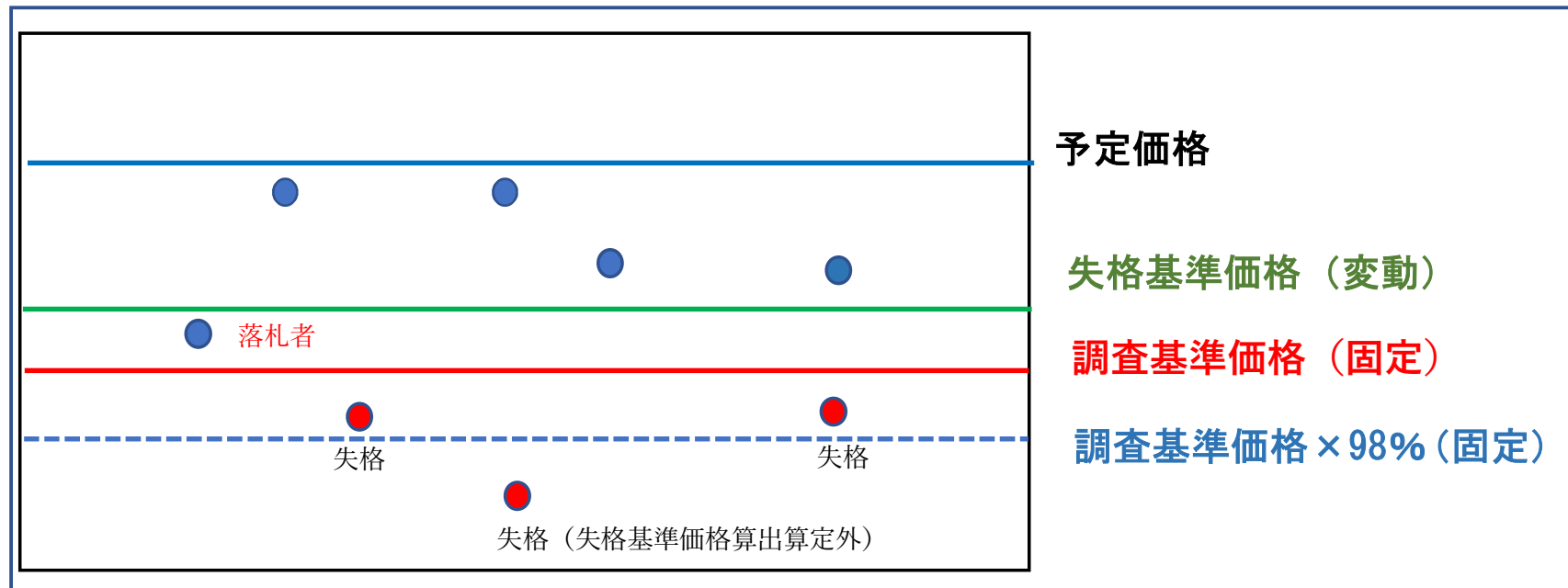
○契約する場合の措置

- ①契約保証金額の増額：契約金額の100分の10以上⇒100分の30以上
- ②契約解除の際の違約金：契約金額の10分の1⇒10分の3
- ③かし担保存続期間：2年⇒4年
- ④前払金の額：契約金額の10分の4以内⇒10分の2以内
- ⑤配置予定技術者とは別に、同等要件を満たす技術者を専任で1名配置

■低入札価格調査制度による入札：③

③調査基準価格を下回る入札者がいる場合

※失格基準価格が調査基準価格を上回る場合（調査対象外）



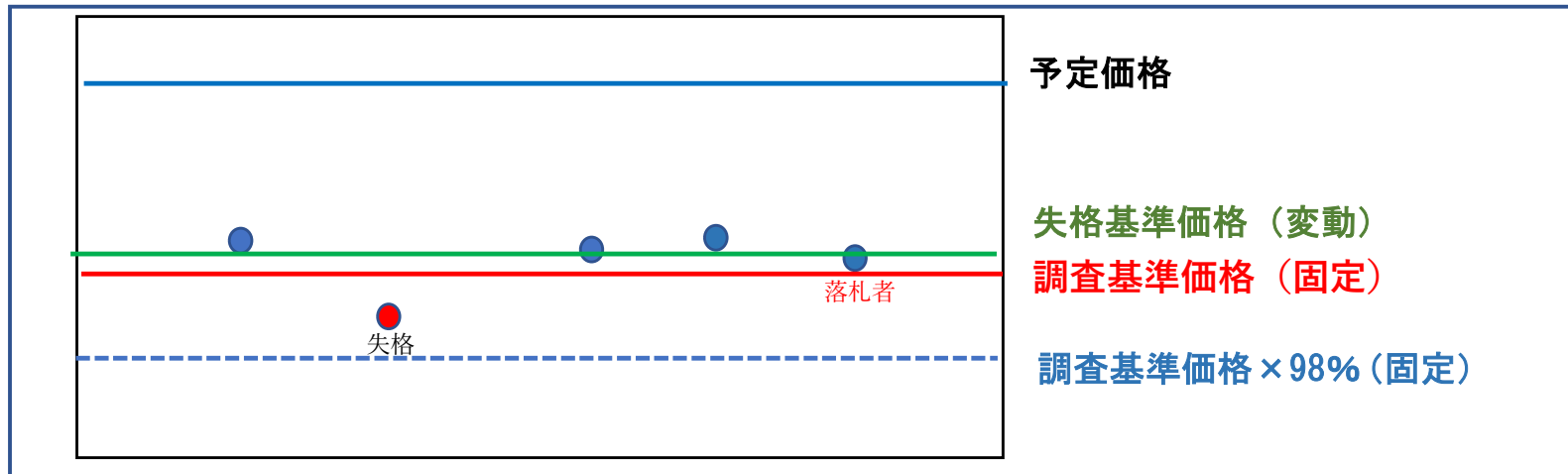
失格基準価格が調査基準価格以上となるときは、調査基準価格を失格基準価格とする。

※この場合調査基準価格を上回った業者が落札者となる。

■低入札価格調査制度による入札：④⑤

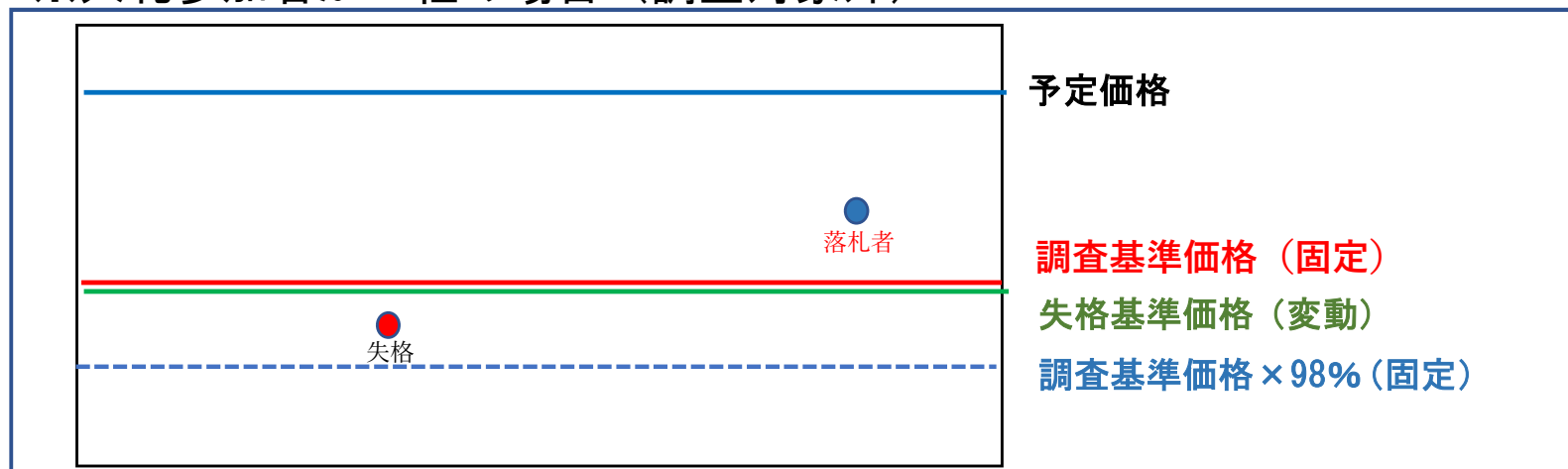
④調査基準価格を下回る入札者がいる場合

※失格基準価格が調査基準価格を上回る場合（調査対象外）



⑤調査基準価格を下回る入札者がいる場合

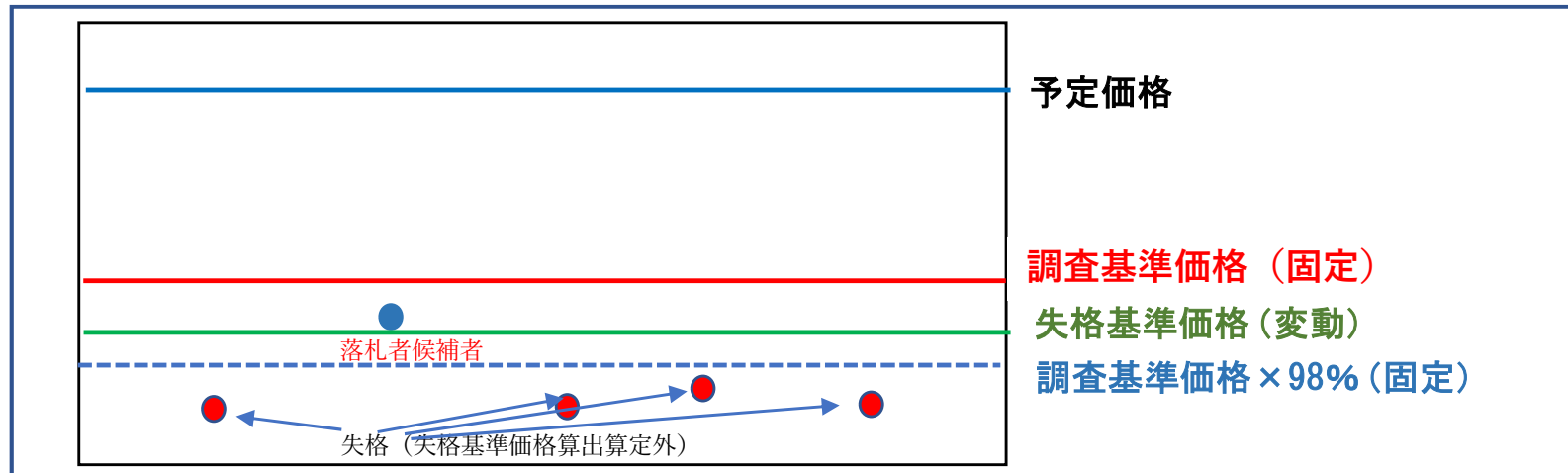
※入札参加者が2社の場合（調査対象外）



■低入札価格調査制度による入札：⑥⑦

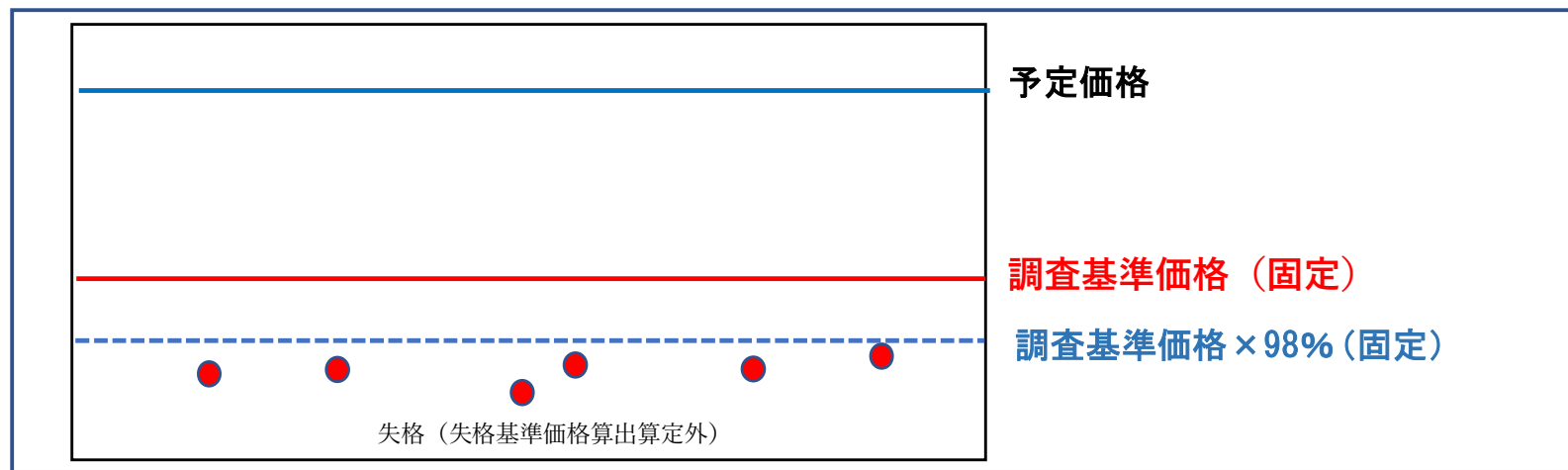
⑥調査基準価格を下回る入札者がいる場合

※失格基準価格が調査基準価格を下回る場合（調査対象）



⑦調査基準価格を下回る入札者がいる場合

※全入札者が調査基準価格を下回る場合（不調）



■低入札価格調査制度に係るダンピング対策

■ダンピング対策

- 失格基準価格の算定に当たり、低入札基準価格の98%未満の業者は、**失格基準価格の算出対象外**とする。

	新制度	総合評価制度
失格基準価格 の算定	調査基準価格の 98% 以上の 入札者の全平均に 0.98 を 乗じた額	入札者の下位から 80% の平 均に 0.9 を乗じた額

- 数値的判断基準を算定**し、発注者の設計金額の一定割合以上であるかを確認
- 契約に適合した履行ができるかどうかを判断するため**調査を実施**
- 小松市契約審査会による落札者の決定
- 低価格入札者と契約する場合の**措置を実施**

4. 入札参加資格の延長について

入札参加資格審査の定期申請について、本市では、市内業者と準市内業者は毎年申請、県内業者と県外業者は、隔年の申請となっています。事業者の負担軽減や事務処理の効率化の観点から、市内業者と準市内業者の登録申請について、県内の他市と同様に隔年申請に変更します。

■有効期間の延長

市内・準市内：R4年3月31日→R5年3月31日（1年延長）
⇒R5年度から隔年申請

■対応方針

- ・有効期間は、自動延長とし、変更等がない場合、次回定期申請までは手続き不要
- ・新規に入札参加資格を希望する業者に対しては、随時申請で対応
- ・格付けは、県内・県外業者は申請時の等級を維持し、市内業者は主観点の付け替えを行う。

入札参加資格の延長について

【R3年12月～】

建設業者(市内)の提出書類

番号	書類の名称	申請年
1	建設業競争入札参加資格申請書	隔年
2	許可(登録)証明書	隔年
3	納税証明書	隔年
4	工事経歴書	新規申請業者のみ
5	技術職員名簿	毎年
6	使用印鑑届兼委任状	隔年
7	総合評定値通知書	毎年
8	主観的事項に関する調査票及び添付書類	毎年
9	市内営業所登録申請書	隔年
10	誓約書(反社会的勢力に関する)	隔年
11	役員等名簿	隔年

入札参加資格有効期間を2年とし、半数以上の提出書類を隔年提出に変更。また、工事経歴書など工事・業務実績情報データベースシステム(コリンズ)で把握できる内容の書類の提出を不要にし、事業者の事務負担の軽減を図る。

5. 総合評価の見直しについて

1 総合評価方式を適用する対象工事について

現 行

発注予定金額1,500万円以上の工事

⇒工事技術的難易度評価表を作成し、総合評価方式の適用と実施タイプを選定

発注予定金額 1,500 万円以上 ⇒工事技術的難易度評価表を作成		
工事規模大きい	通常型価格競争	施工実績型
		施工提案型
<u>1,500 万円以上</u>	通常型価格競争入札適用工事	
<u>130 万円以上</u>		

技術的難易度 高い⇒

1 総合評価方式を適用する対象工事について

改正

- ① 発注予定金額5,000万円以上の全ての工事
 ② 発注予定金額1,500万円以上5,000万円未満の工事で（※）別で定める工事
 ⇒①及び②の工事について総合評価方式を適用
 実施タイプについては、工事技術的難易度評価表を作成し選定

発注予定金額 5,000 万円以上及び発注予定金額 1,500 万円以上 5,000 万円未満の
 工事で別で定める工事(※) ⇒工事技術的難易度評価表を作成

工事規模大きい

	施工実績型	施工提案型
<u>5,000 万円以上</u>	通常型価格競争入札適用工事	
<u>1,500 万円以上</u>	※別で定める工事：施工実績型 または 施工提案型	
<u>130 万円以上</u>	通常型価格競争入札適用工事	

技術的難易度 高い⇒

1 総合評価方式を適用する対象工事について

※発注予定金額1,500万円以上5,000万円未満の総合評価方式対象工事

土木（管）工事のうち以下のもの

- ①新技術(NETIS登録)の実施工事
- ②橋梁、橋梁保全工事、水管橋工事
- ③電線類地中化工事
- ④推進工事
- ⑤交通量が多い（5,000台／日以上）土木（管）工事
- ⑥鋼矢板仮設工事（家屋調査を必要とするもの）
- ⑦掘削深3.0m以上の地下水位低下工併用工事
- ⑧大口径上水道管 ϕ 350mm以上の口径

2 評価項目・評価基準の見直しについて

- ①『優良表彰』の配点基準に、H29に創設された表彰制度（技術提案工事、人材育成貢献工事、環境共生貢献工事）の項目を追加 [配点 最大1.0点のまま]

現 行				改 正			
評価項目	評価内容	配 点		評価項目	評価内容	配 点	
優良表彰	過去2年間の優良工事表彰の有無	県内工事において国、石川県（知事）、小松市発注工事の「優良工事表彰」の実績あり	1.0	優良表彰	過去2年間の優良工事表彰（当該業種に限る） <u>その他表彰</u> の有無	県内工事において国、石川県（知事）、小松市発注工事の「優良工事表彰」の実績あり	1.0
		県内工事において石川県発注工事の表彰（部長表彰）の実績あり	0.75			県内工事において石川県発注工事の表彰（部長表彰）の実績あり	0.75
		県内工事において石川県発注工事の表彰（所長表彰）の実績あり	0.5			県内工事において石川県発注工事の表彰（所長表彰）、 <u>小松市発注工事の「小松市建設技術提案工事表彰」、「人材育成貢献工事表彰」及び「環境共生貢献工事表彰」のうち、いずれかの実績あり</u>	0.5
		表彰の実績なし	0.0			表彰の実績なし	0.0
	過去2年間の表彰の有無	「小松市建設技術提案工事表彰」、「人材育成貢献工事表彰」及び「環境共生貢献工事表彰」のうち、いずれかの実績あり	0.5		<u>過去2年間の表彰の有無</u>	「 <u>小松市建設技術提案工事表彰</u> 」、「 <u>人材育成貢献工事表彰</u> 」及び「 <u>環境共生貢献工事表彰</u> 」のうち、いずれかの実績あり	<u>0.5</u>
		表彰の実績なし	0.0			<u>表彰の実績なし</u>	<u>0.0</u>

- ②①の改正に伴い『優良表彰』の評価内容のうち、「過去2年間の表彰の有無」を削除 [配点 最大0.5点→0点]

2 評価項目・評価基準の見直しについて

③ 企業の地域貢献度の評価項目 [配点 最大5.0点→6.5点]

現 行				改 正			
企 業 の 地 域 貢 献 度	地域活動	過去2年間の小松市内におけるボランティア活動(公共施設等の維持管理)の実績の有無	0.5	地域活動	過去2年間の小松市内におけるボランティア活動(公共施設等の維持管理)の実績の有無	0.5	
	災害活動	①小松市との防災協定締結	0.5	災害活動	①小松市との防災協定締結	0.5	
		②小松市との道路除雪業務委託契約締結	0.5		②災害時緊急出動実績	1.0	
		③判定士、防災士、しみん救護員の雇用	0.5		③判定士、防災士、しみん救護員の雇用	0.5	
		④小松市消防団協力事業所の認定	0.5	※ 除雪協力	①小松市との道路除雪業務委託契約締結	0.5	
					②除雪業務委託対象町内工事	1.0	
				消防団活動	④小松市消防団協力事業所の認定	0.5	
	労働環境	職場環境優良事業所 過去2年間の表彰の有無	0.5	労働環境	職場環境優良事業所 過去2年間の表彰の有無	0.5 0.0	
	営業所 の所在	営業所の所在地	0.0	営業所 の所在	営業所の所在地	0.0	
		・小松市内に主たる営業所(本店)あり(2.0) ・小松市内に契約を締結できる営業所あり(1.0) [評価Bのみ] 小松市内に主たる営業所(本店)あり(0.5) (但し、JVの場合の構成員に限る)	～ 2.0		・小松市内に営業所(本店)あり(2.0) ・小松市内に契約を締結できる営業所あり(1.0) [評価Bのみ] 小松市内に建設業法に基づく主たる営業所(本店) あり(但し、JVの場合の構成員に限る)(0.5)	～ 2.0 [2.5]	

最大5.0

※「除雪協力」については営繕工事以外の場合に限る 最大6.5

2 評価項目・評価基準の見直しについて

i. 災害活動 [最大2.0点]

⇒ 災害活動[最大2.0点]、除雪協力[最大1.5点]、消防団活動[最大0.5点]

- ・ 災害時緊急出動実績 [新設 最大1.0点] 評価項目追加
近年の頻発する自然災害の発生状況に鑑み、災害時の体制確保や地域の守り手の確保の必要性が高まっていることから、事業者における防災に関わる取り組み態勢、活動実績について評価を行うため、「災害時緊急出動実績」の評価項目を追加
- ・ 除雪業務委託対象町内工事 [新設 最大1.0点]
地元地域への貢献度について評価を行うため、工事施工場所と同一町内の除雪契約業者の評価項目を追加
- ・ 評価項目「除雪協力」については営繕工事以外の場合に限る

ii. 労働環境の評価項目削除 [最大0.5点→0.0点]

(近年においては建設業界での認定事業者がなく、業者間で差が生じていない状況から削除するもの。)

iii. 営業所の所在地 評価基準Bのみ [最大2.0点→2.5点]

(JVで代表者、構成員とも市内業者の場合、 $2 + 0.5 = 2.5$ となるため)

3 評価値の評価方法の見直しについて

小松市では、提出された入札書及び技術資料を総合的に評価する方法を、「加算方式」によるものとしてきたが、令和4年度より「除算方式」によるものとする。

除算方式は、価格以外の要素を数値化した「技術評価点」（基礎点＋加算点）を入札価格で割って評価値を算出する方法。

$$\begin{aligned}\text{評 価 値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \\ \text{技術評価点} &= \text{基礎点（100点）} + \text{加算点}\end{aligned}$$

※加算点：技術力に応じた評価点数（価格以外の評価点）

※評価値：判定を容易にするため、1億倍（予定価格が1億円以上の場合にあっては、10億倍）して得られた数値とする。

また、小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで算出する。なお、小数第3位まで同値で落札者が判定できない場合は、判定できる桁まで表示する。

【R4年4月～】

6. 建設業における週休2日への取組について

本市発注工事において、週休2日制を導入し建設現場の環境改善を図るとともに、週休2日制の定着に向けた課題を把握することを目的に、実施

1.対象工事

- ・ 中規模以上（概ね1,500万円以上）の工事
- ・ 現場作業期間が長い等、適切な工期を確保できる工事

以上のうちから、令和4年度は土木一式工事を中心に5件程度

2.実施方法

発注者指定型：市が週休2日に取り組むことを指定する方法

週休2日を指定した工事については、その分の日数を適正に考慮した工期で発注し、当初設計に必要な経費を加算したもので発注

3.その他

- ・ 週休2日定着に向けた課題や改善点を把握するため、工事完了後にアンケート調査を実施
- ・ モデル工事の実施にあたっては、「小松市週休2日モデル工事」に係る実施要領に基づき行います。試行実施要領等は、4月中に小松市ホームページに掲載予定